

物価高対応子育て応援手当について

給付金の支給額

対象児童につき20,000円(1回限りの支給です。)

支給対象と支給手続き・申請について

支給対象者は、

- ①令和7年9月分の児童手当受給者
- ②令和7年9月1日から令和8年3月31日までに出生した児童の児童手当受給者
- ③令和7年9月1日から令和8年3月31日の間に離婚等により児童手当受給者となった方（③については子育て応援手当を9月分の受給者から受け取る場合やすでに子どものために使われている場合は申請できません。）

あなた（支給対象者）は対象児童（生年月日：平成19年4月2日～令和8年3月31日）の児童手当受給者ですか。

はい

いいえ

令和7年9月分の児童手当を東大阪市で受給していましたか。

はい

いいえ

公務員ではありません。

はい

いいえ

申請不要です。
(新生児も申請不要)

申請が必要です。
公務員用申請書をご提出ください。
(新生児も申請必要)
(東大阪市職員は新生児のみ申請必要)

9月分児童手当支給先（新生児は認定請求時）の市町村へお問い合わせください。

支給対象外です。

お問い合わせ先：
東大阪市物価高対応子育て応援手当事務センター
TEL：06-4309-3175
受付時間：平日9:00～17:30

